

令和 2 年

第 1 3 回 農業委員会総会（臨時会）議案

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

前橋市農業委員会

令和2年 第13回 農業委員会総会 議事録

・開会日時 令和2年10月26日 午後1時58分

・閉会日時 令和2年10月26日 午後2時55分

・開催場所 市庁舎11階南会議室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 本間 達雄	副参事 片貝 早苗	局長補佐 瀬戸 浩
副主任 内田 貴美	主任 篠崎 菜穂子	主事 五十嵐 晴香

・付議事件

（1）議案第62号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について

・協議事項

（1）農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

・

本間局長	それでは、全員おそろいになりましたので、これから令和2年第13回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は在任委員24人全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町会長からご挨拶をお願いいたします。
深町会長 本間局長	◇（挨拶） 会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりしくお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和2年第13回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。9番 関 けい子委員、10番 伊能 良雄委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第62号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
五十嵐主事 内田副主幹	◇（資料説明） ◇（資料説明） 利用集積計画一括手続きについて、説明をさせていただきます。昨年の法改正により新設されました。本市では令和2年11月1日設定から導入されます。利用集積計画に係る県知事の同意をあらかじめいただき、市長の公告の際には、受け手の農家までの権利設定を一括で行うものです。一括で行うため、その後の知事の認可及び公告が省略され、設定に要される期間が短くなります。これからは基本的には中間事業を使った設定は、一括方式で手続きをさせていただきたいと思っております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
19番委員	農用地利用配分計画について、以前ですと、2か月かかっていたのが、今度の集積計画一括方式ですと、2週間でできるということですか。
内田副主幹	公告後に縦覧期間の2週間に異議申立て等が無ければ、市長の公告日以降の設定期間の開始日から権利が発生します。今年は11月16日まで縦覧期間を設けさせていただき、異議申立てが無ければ、効力の発生はさかのぼりまして、10月30日以降（11月1日、10月31日が休日）発生いたします。
19番 議 長	説明ありがとうございました、理解できました。 その他、ご意見等ございませんか。
16番委員	遊休農地解消のマッチングリストにつきまして、所有者と担い手が同一人物の案件がありますが。
五十嵐主事	農地法3条による売買の場合、システム上3条で買った方が所有者に変更されます。
16番委員	わかりました。
議 長	一括方式は申請書も変わりますか。
内田副主幹	申請書用紙も1枚増えます。（記載方法の説明）
議 長	一括方式により受付期間の変更はありますか。受付期間は長くなるのですか。
内田副主幹	市長公告後に知事に伺っていた部分を、市長公告の前に同意を得ておく必要があるため、基本的には受付期間を長くすることはできません。これまでと同じです。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第62号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定については、原案を決定いたします。 次に、協議事項（1）農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
内田副主幹	◇（資料説明） 先ほど中間事業を活用した設定については、これからは一括方式でさせていただきますと説明しましたが、かつて、中間管理事業を使って設定した農地について、契約内容は変更せず、借受農家のみを変更する場合は、利用集積計画一括方式ではなく、農用地利用配分計画を作成し、知事の認可を受ける必要があります。 本利用配分計画案については、この会議で審議、決定していただいた後、群馬県農業公社に提出され、その後、公社から群馬県知事に利用配分計画認可申請が行われ、認可公告を受け、借受け予定者に配分予定になっています。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
17番委員	今までは、合意解約しなければ次の人に権利移転できませんでしたよね。それは省略されるのですか。
内田副主幹	これまでも、契約の内容や設定期間が同じであれば、借受け者の変更で大丈夫でした。
17番委員	今の説明ですと途中で変更できるのですよね。
内田副主幹	一括設定ができたことにより、借受け者の変更の方だけが配分計画に残ります。
17番委員	そのような質問ではなく、前は解約しないと移せないということでしたよね。
内田副主幹	これまでも、今後も、例えば、使用貸借でしていたが、新しい農家さんは賃貸借契約で行いたい場合は、中間事業の場合は、一度解約し、新たに設定していただきます。
議 長	例えば、契約期間途中で、借り手を変える場合、条件が変わらなければそのままの移行ができ、条件が変われば当然合意解約をしていただくということです。
17番委員	所有者（貸し手）が亡くなられた場合も、そのまま大丈夫ですか。
内田副主幹	所有者が亡くなられても、条件が同じで、契約期間貸していただければ、手続きは発生しません。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、協議事項（1）農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。
議 長	以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会いたします。 （閉会午後2時55分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年10月26日

議 長

署名人

署名人